

平成 25 年度

大津市指定

「大津市景観重要広告物」

古都指定 10 周年記念版



目 次

市長あいさつ 大津市長 越 直美	1
選考を終えて 選考員長 石川 亮	2
大津市景観重要広告物	3
今年度の指定について	4
指定第 6 号 本家 鶴ヶそば	5
指定第 7 号 日吉そば	6
指定第 8 号 茶丈藤村	7

平成 25 年度 大津市景観重要広告物指定

市長あいさつ

大津市長 越 直美



大津市は、古くは、近江大津宮が置かれたことに始まり、幾重にも積み重なった歴史的資産が山並みなどの自然と一体となって、国民的資産ともいえる歴史的風土を形成してきました。このことから、本市は、平成 15 年 10 月に古都として指定を受け、今年度、10 年目を迎えることになりました。この 10 年間、「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」に基づき、様々な景観づくりの施策を市民の皆さまと共に進めてまいりました。

そのひとつ、屋外広告物に対する前向きな取り組みとして、平成 22 年に「大津市景観重要広告物」の指定制度を設けました。これは、長年にわたり住民に親しまれてきた看板等を歴史的な資源として指定するという、全国的にも珍しいものです。古都として 10 年目を迎える今年度は、古都の風土を色濃く残す地域を対象として指定を行いました。

今回の指定のうち、坂本の 2 件は、先祖代々大切に受け継がれてきた看板が、歴史ある建物と一体となり、比叡山延暦寺、日吉大社、西教寺等を支える門前町坂本のまちなみに風情を添えています。一方、石山寺の 1 件は、店主がご家族と力を合わせて制作されたとお聞きしており、看板への思い入れが伝わるとともに、石山寺に続く参道に活力を与えています。

美しい景観に「相反するもの」としてとらえられがちな屋外広告物ですが、今回の指定広告物を見ると、古都大津の景観と見事に調和して、まちなみに趣きや躍動感を与えるものになるのだと、改めて実感いたしました。これらを大切に守ってこられ、今回の指定を受けていただいた所有者の方々に深く敬意を表すとともに、感謝申し上げます。

私は、まちの景観とは、そこに住む人々の心を映すものであり、本当の意味での豊かな生活こそが美しい景観を創り出すのではないかと考えています。古都大津の価値ある景観を未来に引き継ぐため、心をひとつにして共に取り組んで参りましょう。

選考を終えて

選考員長 石川 亮
(美術家・成安造形大学非常勤講師
成安造形大学附属近江学研究所研究員)



大津市景観重要広告物の指定は、2010年の中心市街地活性化基本計画区域の5件の指定からはじまり、2013年はこれに継ぐ3件が歴史的風土特別保存地区より指定されました。

大津市におけるこの地域は、北は坂本から、近江神宮、三井寺を経て南は石山寺に至る、国宝建造物9棟が現存する地域であり、これらを中心に成り立つまちなみの屋外広告物に焦点を合わせました。

このまちなみから共に歴史を刻んできた屋外広告物21点を予め探し出し、更に選考員で現地調査を一つひとつ行い、確認しました。それらは広告物の造形のみならず、建築、風景との調和など様々な視点から指定の対象として検討しました。

店構えや周辺の町並みに気を配り、店前や軒先の手入れなど町への配慮が自然に伝わるものなど、その印象の強いものが選定を決定づけました。

これは古都大津の歴史を育んできた社寺を背後に、生業が成立している事を意識され、今日までその精神が受け継がれているところにあると感じました。

指定が単なる今日的な位置付けではなく、持続させ大津市民が絶えず意識し、見つめて行くことが重要で有ると感じました。私達がこれから出来ることとして、先代から守られ、受け継がれてきたものに敬意を表し、「古都大津」に誇りを感じ、この歴史的、文化的景観を大切に思う「心」を育んで行く事ではないでしょうか。

「大津市景観重要広告物の指定」が我々自身でまちをみつめて行く意識の魁(さきがけ)になればと望んでいます。

大津市景観重要広告物

大津の素晴らしい景観は、長い歴史の間に積み重ねられた人々の営みがあり、形成されてきたものです。現在も大津のまちなかには、人々の生活の中から生まれ、独特の歴史を感じさせる古い看板類が大切に残され、地域の景観の象徴となっています。長年にわたり地域の皆さんに親しまれ、大津の景観の一部となってきた看板等の屋外広告物が、将来にわたって保全・継承されることを願い「大津市景観重要広告物」を指定しました。

前回の指定

制度を設立した初年度（平成 22 年度）は、JR 大津駅前から浜大津に至る「中心市街地活性化基本計画区域」内で 5 件を指定しました。



平成 25 年度指定広告物（店名）

- 本家 鶴亀そば
- 日吉そば
- 茶丈藤村

指定基準

大津市屋外広告物条例に適合する屋外広告物のうち、次の各号のいずれにも該当するもの。

- 1 製作後概ね 25 年を経過しているもの
- 2 歴史的なまちなみ景観に寄与しているもの
- 3 再現することが容易でないもの
- 4 造形の優れているもの

対象地域

歴史的風土特別保存地区の中心から半径 1km 圏内（大津市中心市街地活性化基本計画区域を除く）

選考員

選考員長

美術家・成安造形大学非常勤講師

成安造形大学附属近江学研究所研究員 石川 亮

選考員

滋賀県広告美術協同組合理事長 永味 義國

大津市景観審議会委員・建築士 白井 勝好

大津市歴史博物館館長 樋爪 修

（順不同・敬称略）

選考会

■平成 25 年 7 月 30 日（火）

あらかじめ現地調査を行ったうえで、指定広告物の選考を行いました。

指定年月日

■平成 25 年 10 月 6 日

通知書交付式

■平成 25 年 10 月 6 日（日）

場所：旧大津公会堂



平成 25 年度 対象地域に ついて

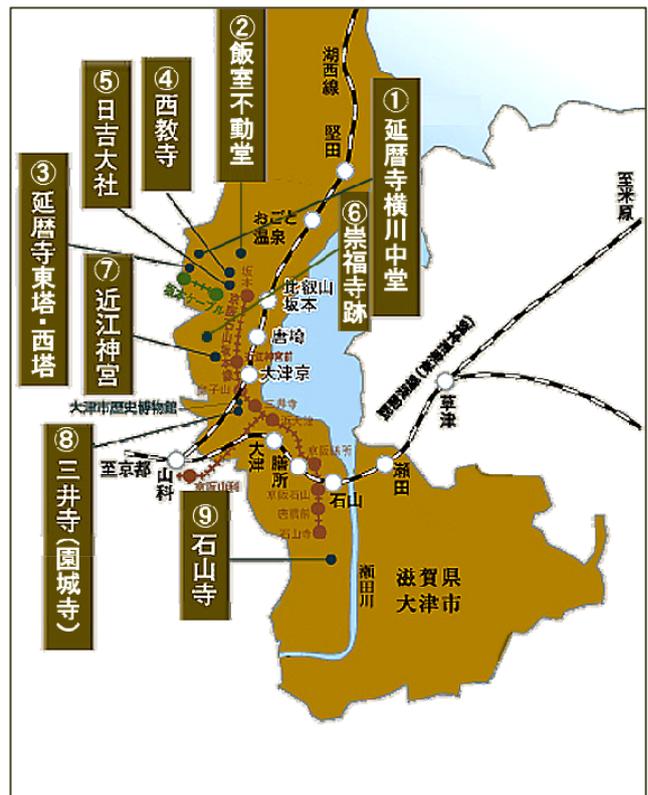
今回の指定に係る対象地域は、大津市が平成 25 年 10 月に、古都指定を受けて 10 周年を迎えることから、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区※（9 地区）を支える歴史的な街並みの残る地域としました。

◆対象地域

歴史的風土特別保存地区の中心から
半径 1km 圏内
(大津市中心市街地活性化基本計画区域内を除く)

※歴史的風土特別保存地区

古都保存法により古都として指定されている都市の歴史的風土を形成する特に重要な地区として指定するもので、①延暦寺横川地区 ②延暦寺飯室谷地区 ③延暦寺東塔・西塔地区 ④西教寺地区 ⑤日吉大社地区 ⑥崇福寺跡地区 ⑦近江神宮地区 ⑧園城寺地区 ⑨石山寺地区の 9 地区が指定され、いずれも社寺の境内地で構成されています。



●境内地が歴史的風土特別保存地区として指定されている社寺の位置を示す

◆大津市の古都指定について

大津市は、天智天皇が遷都した近江大津宮のほか、平安仏教・鎌倉新仏教草創期の文化の中心地として、さらには奈良時代から平安時代にかけての近江国府の所在地、鎌倉・室町・戦国・江戸の各時代における軍事上の重要拠点あるいは交通の要衝として繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を有しています。

これらの歴史的資産の大半は、比叡山から長等山、音羽山、さらに伽藍山へと西方に連なる山並みの恵まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成しています。

このように本市は歴史的風土を形成してきたことから、平成 15 年 10 月に、古都保存法に基づく全国 10 番目の「古都」に指定されました。



本家 鶴菴そば



①



③



②



⑤

● 広告物の種類：ひさし看板、壁面広告物

● 大 き さ：①縦 60cm×横 195cm
 (概寸) ②縦 50cm×横 120cm
 ③縦 55cm×横 100cm
 ④縦 10cm×横 70cm
 ⑤縦 90cm×横 50cm

● 製 作 年 代：明治 20 年頃 (1887 年頃)

● 所 在 地：大津市坂本 4 丁目 11-40

● 指 定 年 月 日：平成 25 年 10 月 6 日

● 広 告 主：上延 安正

● 店 名：本家 鶴菴そば



創業は享保初年 (1716 年)。築 130 年近い母屋は、そばだけでなく、川魚や精進料理でおもてなしできるように建てられ、平成 9 年には登録有形文化財に指定されている。

5 枚の看板は、建物と一体となり、お店の受け継がれた歴史と、門前町として栄えた坂本の今日に至る賑わいを感じさせる。正面二階中央部に掲げられた扁額 (①) には「東宮殿下」と記され丁寧に彫り込まれている。縁と文字には金箔が施され、額縁に納められたような意匠となっており、宮内省 (現・宮内庁) 御用命の風格を感じさせる。





日吉そば



- 広告物の種類：ひさし看板、壁面広告物
- 大きさ：①縦 60cm×横 260cm
(概寸) ②縦 45cm×横 90cm
- 製作年代：昭和2年頃(1927年頃)
- 所在地：大津市坂本4丁目11-38
- 指定年月日：平成25年10月6日
- 広告主：小倉 敏子
- 店名：日吉そば

日吉大社の参道沿いに建つ建物は料理旅館「をぐらや」として建てられ、現在はそば屋として営業されている。

当該看板2枚はお店入り口の軒上および入り口横の木製看板である。どちらも変体仮名が使用されている。「坂本名物生そば」(①)は木材の自然な形を活かした一枚板で作られ、白色の文字は何度か塗り替えられ今に至る。一方「手打生そば」(②)も一枚板で作られ木目が美しい。





茶丈藤村



- 広告物の種類：ひさし看板
- 大きさ：縦 90cm × 横 120cm (概寸)
- 製作年代：平成 7 年 (1995 年)
- 所在地：大津市石山寺 1 丁目 3-22
- 指定年月日：平成 25 年 10 月 6 日
- 広告主：徳永 真理亜
- 店名：茶丈藤村



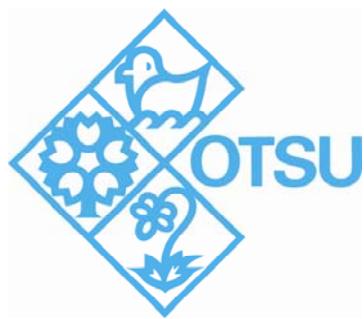
石山寺の門前すぐのところに甘味喫茶を併設する和菓子店である。店名と建物のしつらえは、かつて石山寺に寄宿した島崎藤村にちなんでいる。

お店の入り口の軒上に掲げられ、どっしりとした一枚板の造形が趣を感じさせる看板は、店主と店主の父親による手作りである。店名が白字で力強く記され、彫り込まれている。石山寺の参道にふさわしい風格ある広告物である。



古都指定 10 周年





発行／大津市都市計画部都市計画課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

Tel (077) 528-2770 Fax (077) 527-1028

発行日／平成26年3月